

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害にかかる 災害復旧資金に関する概要（福祉貸付事業）

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により被災された方の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経 営 資 金	100%	70～80%

・「設置・整備資金」は3,000万円まで、「経営資金」は2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
設置・整備資金	全期間無利子
経 営 資 金	《当初3年間》無利子 《4年目以降》基準利率▲0.8%

- ・貸付利率は契約締結時点の利率が適用されます。
- ・経営資金における4年目以降の貸付利率は償還期間によって異なります。
- ・保証人不要制度を利用する場合は利率に0.05%が上乗せされます（無利子貸付の場合は0.05%となります）。
- ・貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間（据 置 期 間）

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務*となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長39年	最長30年	
据置期間	最長3年	最長3年	

・ 償還期間（据置期間）は貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害の被災以前から、施設及び事業を
経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、令和6年9月20日から同
月23日までの間の豪雨による災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことに
より、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○経営資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長15年	最長5年
据置期間	最長3年	最長6か月

・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年以内となります。

Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を既にご利用中で、令和6年9月20日から同月23日までの
間の豪雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金
の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶
予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせ
ください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

なお、医療施設に対する貸付もごございます。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

本部 福祉審査課 融資相談係 TEL03-3438-9298 Fax03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240

（NPO 法人の方）

NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL03-3438-4756 Fax03-3438-0218

【返済猶予のご相談】

顧客業務部 顧客業務課 TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248